

鳴門教育大学教育研究組織規則

平成20年 3 月 17 日

規則第 2 号

改正 平成21年 3 月 11 日規則第 2 号
平成22年 3 月 10 日規則第 1 号
平成23年 3 月 9 日規則第 2 号
平成24年 3 月 19 日規則第 10 号
平成25年 3 月 13 日規則第 1 号
平成27年 3 月 11 日規則第 9 号
平成31年 3 月 13 日規則第 7 号
令和 4 年 3 月 9 日規則第 11 号
令和 6 年 2 月 13 日規則第 5 号
令和 7 年 3 月 27 日規則第 7 号

目次

第1章 総則

第1節 趣旨（第1条）

第2章 教員組織

第1節 専攻（第2条）

第2節 削除

第3章 大学院の教育組織

第1節 専攻及びコース（第5条）

第2節 専攻長及び副専攻長（第6条）

第3節 専攻会議（第7条）

第4節 コース長，コース会議及び分野責任者等（第8条，第9条，第9条の2）

第4章 学校教育学部教育組織

第1節 専修及びコース（第10条）

第2節 学部専修・コース長及び学部専修・コース会議（第10条の2，第10条の3）

第5章 選考

第1節 削除

第2節 専攻長及び副専攻長の選考（第12条）

第3節 コース長等の選考（第13条，第13条の2）

第6章 補則

第1節 教育支援組織及び研究支援組織（第14条）

第2節 雑則（第15条）

附則

第1章 総則

第1節 趣旨

(趣旨)

第1条 この規則は、鳴門教育大学（以下「本学」という。）の教育研究組織について定める。

第2章 教員組織

第1節 専攻

(専攻)

第2条 本学に、教員組織として次の専攻を置く。

専攻
人間教育専攻
高度学校教育実践専攻（教科・総合系）
高度学校教育実践専攻（教職系）

- 2 本学の教員（附属学校教員を除く。）は、前項に規定する何れかの専攻に所属する。
- 3 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認める場合は、国立大学法人鳴門教育大学学則（平成16年学則第1号）第4節に規定する専攻以外の組織に所属させることができる。

第2節 削除

第3条 削除

第4条 削除

第3章 大学院の教育組織

第1節 専攻及びコース

(専攻及びコース等)

第5条 大学院学校教育研究科に、教育組織として次の専攻、コース、領域及び分野を置く。

専攻	コース	領域又は分野
人間教育専攻	心理臨床コース	臨床心理学領域
		心理・教育科学領域
	グローバル教育コース	国際教育協力分野
		日本語教育・日本文化分野
		英語コミュニケーション・異文化理解分野
		国際理数科教育分野
	国語科教育コース	
	英語科教育コース	
	社会科教育コース	
	数学科教育コース	
	理科教育コース	

高度学校教育 実践専攻	技術・工業・情報科教育コース	
	家庭科教育コース	
	音楽科教育コース	
	美術科教育コース	
	保健体育科教育コース	
	教育探究総合コース	
	特別支援教育コース	通常の学校における特別支援分野
		特別支援学校分野
	幼児教育コース	
	学校づくりマネジメントコース	学校リーダー養成分野
		ミドルリーダー養成分野
		カリキュラム・マネジメント分野
		地域学校協働分野
	生徒指導コース	生徒指導・学級経営分野
		道徳教育分野
	学習指導力・ICT教育実践力 開発コース	カリキュラム開発分野
		教育評価開発分野
		アクティブラーニング開発分野
		授業開発分野
	教員養成特別コース	

第2節 専攻長及び副専攻長

(専攻長等)

第6条 各専攻に、学則第24条第3項に規定する専攻長を置く。

2 専攻長は、当該専攻における教育及び管理運営に係る業務を掌理する。

3 各専攻に専攻長の業務を補佐するため、副専攻長を置く。

第3節 専攻会議

(専攻会議)

第7条 各専攻に当該専攻に所属する教員をもって構成する専攻会議を置く。

2 専攻会議に議長を置き、専攻長をもって充てる。

3 専攻会議は、次の各号に掲げる事項について審議する。

(1) 専攻の管理運営に関する事項

(2) 役員会、経営協議会、教育研究評議会、教授会等から検討を依頼された事項

(3) 専攻の教育課程の編成に関する事項

(4) 学位論文（専門職学位課程にあっては、学修評価）、選抜試験、課程の修了及び就職等に関する事項

(5) その他専攻長が必要と認めた事項

第4節 コース長、コース会議及び分野責任者等（第8条、第9条、第9条の2）

(コース長)

第8条 各コースに、教育及び運営に関する業務を処理するため、コース長を置く。

(コース会議)

第9条 各コースに、当該コースに配属された教員をもって構成するコース会議を置く。

2 コース会議に議長を置き、コース長をもって充てる。

3 コース会議は、次の各号に掲げる事項について審議する。

(1) 各コースの教育課程の編成等に関する事項

(2) その他コース長が必要と認めた事項

(分野責任者等)

第9条の2 一部のコースの領域又は分野に、当該コースにおける領域又は分野の教育に関する業務を処理するため、別表第1のとおり領域責任者又は分野責任者（以下「分野責任者等」という。）を置く。

第4章 学校教育学部教育組織

第1節 専修及びコース

(専修及びコース)

第10条 学校教育学部には、教育組織として次の専修及び専修にコース（幼児教育専修及び特別支援教育専修を除く。）を置く。

専 修	コ ー ス
幼児教育専修	
小学校教育専修	学校教育実践コース
小学校教育専修 中学校教育専修	国語科教育コース
	英語科教育コース
	社会科教育コース
	算数科・数学科教育コース
	理科教育コース
	音楽科教育コース
	図画工作科・美術科教育コース
	体育科・保健体育科教育コース
	技術科教育コース
	家庭科教育コース
特別支援教育専修	

第2節 学部専修・コース長及び学部専修・コース会議（第10条の2、第10条の3）

(学部専修・コース)

第10条の2 幼児教育専修及び特別支援教育専修並びに小学校教育専修及び中学校教育専修の各コース（以下「学部専修・コース」という。）に、専修長又はコース長（以下「学部専修・コース長」という。）を置く。

(学部専修・コース会議)

第10条の3 学部専修・コースに、当該学部専修・コースの教育を担当する教員をもって構成する学部専修・コース会議を置く。

2 学部専修・コース会議に議長を置き、学部専修・コース長をもって充てる。

3 学部専修・コース会議は、次の各号に掲げる事項について審議する。

(1) 各専修・学部コースの教育課程の編成等に関する事項

(2) その他学部専修・コース長が必要と認めた事項

第5章 選考

第1節 削除

第11条 削除

第2節 専攻長及び副専攻長の選考

(専攻長及び副専攻長の選考)

第12条 専攻長及び副専攻長の選考は、学長が行う。

2 専攻長及び副専攻長は、当該専攻の教授のうちから学長による面接を実施の上、選考する。

3 学長は、前2項に規定する専攻長及び副専攻長の選考に当たり、当該専攻に対し意見を求めることができる。

4 専攻長及び副専攻長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。

第3節 コース長等の選考(第13条、第13条の2)

(コース長の選考)

第13条 コース長の選考は、学長が行う。

2 コース長は、当該コースに配属された教員(原則教授とする。)のうちから学長による面接を実施の上、選考する。

3 学長は、前2項に規定するコース長の選考に当たり、各コースに対し意見を求めることができる。

4 コース長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(分野責任者等の選考)

第13条の2 分野責任者等の選考は、学長が行う。

2 分野責任者等は、当該領域又は分野(以下「分野等」という。)に配属された教員のうちから学長による面接を実施の上、選考する。

3 学長は、前2項に規定する分野責任者等の選考に当たり、該当する分野等に対し意見を求めることができる。

4 分野責任者等の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(学部専修・コース長の選考)

第13条の3 学部専修・コース長の選考は、学長が行う。

2 学部専修・コース長は、当該学部専修・コースに配属された教員のうちから学長による面接を実施の上、選考する。

3 学長は、前2項に規定する学部専修・コース長の選考に当たり、各学部専修・コース

に対し意見を求めることができる。

- 4 学部専修・コース長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。

第6章 補則

第1節 教育支援組織及び研究支援組織

(教育支援組織及び研究支援組織)

- 第14条 本学の教育研究を推進するに当たり、必要に応じて、教育支援組織及び研究支援組織を置くことができる。

第2節 雑則

(雑則)

- 第15条 この規則に定めるもののほか、本学の教育研究組織及びその運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 鳴門教育大学部組織運営規則（平成16年規則第12号）、鳴門教育大学部長選考規則（平成16年規則第17号）及び鳴門教育大学講座運営規程（平成16年規程第2号）は、施行日をもって廃止する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年3月31日に学校教育学部 に在学する者については、改正後の第10条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日の前日に大学院学校教育研究科に在学する者については、改正後の第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 施行日の前日において、改正前の第6条に規定する専攻長及び副専攻長の任期は、平成31年3月31日までとする。
- 4 施行日において、第6条に規定する専攻長及び副専攻長の任期は、第12条第4項の規定にかかわらず、平成32年3月31日までとする。

附 則

- 1 この規則は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日の前日に大学院学校教育研究科に在学する者については、改正後の第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 施行日の前日において、改正前の第6条に規定する専攻長及び副専攻長の任期は、令和4年3月31日までとする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第9条の2関係）

分野責任者等を置くコース	分野責任者等を置く分野等 (※は分野等を兼ねる分野責任者等を置くもの)
心理臨床コース	臨床心理学領域
	心理・教育科学領域
グローバル教育コース	日本語教育・日本文化分野
	※国際教育協力分野 ※英語コミュニケーション・異文化理解分野 ※国際理数科教育分野